

内閣参質二二一第一〇二号

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員蓮舫君提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問に対する答弁書

一及び三について

令和八年七月十七日の参議院予算委員会における御指摘の高市内閣総理大臣の答弁については、蓮舫委員の質問において今上陛下と皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）による改正後の皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第三十八条第一項の規定により養子とすることが出来る者との間の血縁上の隔たりが大きい旨の発言があったことを踏まえ、明治時代に、明治天皇との間で同程度の血縁上の隔たりのある皇族男子について養子縁組が行われた例があったことを述べたものである。

二について

現時点で政府として史料に基づき確認できる限りにおいては、明治七年に明治天皇より起算して三十二親等の関係にある山階宮菊麿王が零歳で梨本宮守修親王の養子となった例、明治十六年に明治天皇より起算して三十二親等の関係にある華頂宮博厚王が八歳で明治天皇の養子となった例の二例を承知しているが、いずれも養子であった間に子をもうけてはいない。

四について

お尋ねの「是非」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「養子を迎え」ることについては、令和八年七月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会において、木原内閣官房長官が「立法府の総意でもありますその衆参正副議長による議論のとりまとめ、こちらにおきましては、養子の対象者について、昭和二十二年十月に皇籍を離脱した、いわゆる旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々と記載をされているところであります。政府としては、このとりまとめに忠実に法案を作成したところでございます」と答弁しているとおりであり、また、お尋ねの「その子に皇位継承が認められること」については、同委員会において、同長官が「衆参正副議長によるとりまとめでは、・・・養子については皇位継承資格を持たないこととするとされております。一方で、その養子のお子様についての記述はありませんから、これは、現行の皇室典範の規定が適用されるということになります。養子の子は生まれながらの皇族でありますから、男子の場合は現行の皇室典範、これ第一条と第二条が適用され、皇位継承資格を有します」と答弁しているとおりであります。